

指名停止一覧

指名停止期間		商号又は名称 (主たる営業所所在地)	措置要件 (要綱第2条第1項別表の該当号)	備考
令和7年10月9日から 令和8年2月22日まで	4.5か月	極東開発工業株式会社 (大阪市中央区)	独占禁止法違反 (別表第2の2の項中(2)－ウ)	要綱第4条第5項 適用
令和7年10月9日から 令和8年2月22日まで	4.5か月	新明和工業株式会社 (兵庫県宝塚市)	独占禁止法違反 (別表第2の2の項中(2)－ウ)	要綱第4条第5項 適用
令和8年1月14日から 令和8年5月28日まで	4.5か月	大日コンサルタント株式会社 (岐阜県岐阜市)	独占禁止法違反 (別表第2の2の項中(2)－ウ)	要綱第4条第5項 適用
令和8年1月14日から 令和8年5月28日まで	4.5か月	株式会社トーニチコンサルタント (東京都渋谷区)	独占禁止法違反 (別表第2の2の項中(2)－ウ)	要綱第4条第5項 適用
令和8年1月19日から 令和8年4月18日まで	3か月	N E C フィールディング株式会社 (東京都港区)	不正又は不誠実な行為 (別表第2の4の項中(7))	

※要綱：八幡市建設事業等指名停止に関する要綱